

第12節 補償等の制限

第1 補償制限

1 補償制限の意義

職員が故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、公務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病若しくはこれらの原因となった事故（以下「事故」という。）を生じさせ、又は公務上の負傷、疾病若しくは障害若しくは通勤による負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは、その者に係る休業補償、予後補償、傷病補償年金又は障害補償については、その全部又は一部の支給を行わないことができるとされています（法第30条、令第6条第4項）。

2 補償制限の要件

(1) 故意の犯罪行為又は重大な過失により事故を生じさせること。

これは事故そのものの発生を意図した故意はないが、事故発生の直接の原因となった行為が故意の犯罪行為又は重大な過失による場合をいい、一般的には、例えば次に掲げるような場合（ただし、職員の責任が軽減される事由が認められる場合を除く。）をいいます。

ア 職員が法律、命令等に定める危害防止に関する規定に違反して事故を発生させた場合

イ 勤務場所における安全衛生管理上とられた事項が一般に遵守されているにもかかわらず、これに違反して事故を発生させた場合

ウ 監督者の事故防止に関する注意若しくは公務遂行上の指揮監督が一般に遵守又は励行されているにもかかわらず、これに従わないで事故を発生させた場合

(2) 正当な事由がなくて療養に関する指示に従わないことにより公務上の負傷、疾病若しくは障害若しくは通勤による負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げること。

3 補償制限の内容

(1) 上記2の(1)の場合、基金はその療養を開始した日から3年以内の期間に限り、その支給すべき休業補償、予後補償、傷病補償年金又は障害補償の金額からその金額の100分の30に相当する金額を減ずることができるとされています（規則第28条第1項）。

(2) 上記2の(2)の場合、基金は負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げた場合1回につき休業補償又は予後補償を受ける者にあつては10日間（10日未満で補償事由が消滅するものについては、補償事由が消滅する日までの間）についての休業補償又は予後補償を、傷病補償年金を受ける者にあつては傷病補償年金の365分の10に相当する額の支給を行わないことができるとされています（規則第28条第2項）。

第2 福祉事業の支給の制限

規則第28条第1項の規程により、傷病補償年金又は障害補償が補償制限され減額して支給される場合には傷病特別支給金、障害特別支給金、傷病特別給付金又は障害特別給付金の額も、その100分の30に相当する金額が減じられて支給されることとなります（業務規程第29条の12）。